

令和6年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年5月10日 午後2時30分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年5月10日 午後3時15分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実
仁部 誠二	薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣
池見 直喜			

(2)欠席者

村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
-------	-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	松尾翔太朗
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

議案第4号 利用権設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法第18条（通知）

報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出

報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時30分開会

○事務局長（ 君） それでは、現地確認のほう、お疲れさまでした。

令和6年5月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日、筵内の 委員と 委員、米多比の 委員から欠席の連絡を頂いております。出席委員は17名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 副会長、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 本日の現地確認、お疲れさまでございました。

.....

○議長（ 君） 早速、議事に入りたいと思いますが、本日の議事録署名人、 委員と 本委員、よろしくお願いいたします。

.....

○議長（ 君） それでは、議題に入りたいと思います。

日程1、議案第1号農地法3条、申請番号5―1、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案の説明の前に、申請番号5―1、5―2について、譲受人、譲渡人が同一であるため、2筆一緒に説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、申請番号5―1、5―2について、一緒に説明させていただきます。

それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号5―1、5―2について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の内容としましては、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在、年齢は71歳で、古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約8年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、水稻、露地野菜の栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を所有しております。

続きまして、申請地の説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

今回の申請地は、小野小学校の北側に位置する斜線部の2筆になっております。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。質問や意見ございましたら。ございませんか。——ないようですので、採決に入りたいと思います。賛成をされる農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条、申請番号5—4、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条の申請番号5—4について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請地で賃貸借を行い、資材置場を建設するという内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。

議案書4ページをお開きください。

申請地は、粕屋北部消防署の北側に位置する斜線部の4筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、高速道路専用道路の出入口から300mの範囲に当たるため、第3種農地と事務局では判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。

5ページに現況図、6ページに計画平面図、7ページに排水計画図、8ページに断面図を記載しております。

6ページをお開きください。

今回の計画は、北側の市道1か所から乗り入れを行うものとしており、敷地の東側には、ダンプ・重機等の車両を置き、帰属のブロック塀より低く整地を行い、土砂の流出がないように計画されており、南側には、主に事業で使用いたします建設資材等の置場として計画されております。

また、申請地北側の水路から1m離れたところにL型擁壁を設置し、土留めを行うという計画になっておりましたが、5月1日、文化課のほうで試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財が出土し、掘削ができないため、コンクリートブロックを設置し、土留めを行う計画変更となっております。

次に、雨水・排水について説明いたします。

7ページをお開きください。

排水は雨水のみで、計画地北側から南側に向けて勾配を下げて、南側に集水用の側溝を設置し、排水側溝及び溜桝から既存の農業用水路に接続するものです。汚水・雑排水についてはありません。

次に、切土・盛土について御説明いたします。

8 ページをお開きください。

申請地内において、切土は20cm、盛土は最大で1.1m程度の計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和6年4月24日付で無条件の水利承諾の提出がっております。あわせまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しています。

説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地元委員の ですが、補足説明をさせていただきます。

地元では、3月23日と4月24日の2回に分けて開発委員会を開きまして、この件について協議したわけですが、地元でも以前から、一度開発したところがスクラップ置場になった事例が3か所、4か所あるわけですが、そういうことも懸念されるということで、誓約書を交わさせていただいております。ちょっと内容を読まさせていただきます。

8項目あるわけで、4項目ほど報告いたします。

土地の使用目的は、車両の駐車場、土木建設用重機置場、土木資材置場として使用し、それ以外には使用いたしません。また、資材小屋等の建物は建築いたしません。

2番目、上記土地を手放す場合には、貴委員会新原の委員会に報告するとともに、協議し、無断転売等はいたしません。

汚水が周囲の土地に流出しないように管理いたします。

敷地内に危険物（ガソリン、重油等）の保管はいたしません。

それ以外は、区との、区費とか開発負担金の件ですが、一応、4項目ほど重要な部分が心配されますので、誓約書を貸してある本田さんと使用されます貴京創建さんのほうで印鑑を頂いて新原のほうで保管するようにしております。

それから、さっき言われましたように、文化財の関係で設計変更があったわけですが、今回は農業委員会に間に合わないということで、後日、変更した書類はお持ちしますということで昨日電話を頂いております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま、事務局、そして地元委員さんからの説明がありましたが、質問、御意見ございましたら。 委員。

○副会長（ 君） 隣にハウスを経営してある方があるんですが、あちらは新原地区の方でございましょうか。それと、そちらあたりの承諾といいますか、話はされてあるのでございましょうか。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 観葉植物を作っておりますけど、新宮の さんという方で、ここにおられる さんの御親戚の方と思いますけど、本人も「あの周りは草が生えて困つとよね」ということを以前からおっしゃってありまして、開発には同意してあるみたいでございします。

それと、私どもがあそこを埋め立てることによって、あちらのハウスが低い、低止まりになるようなことがあってはならないということで、高さについても尋ねたところ、あちらよりも低く埋め立てるということを報告していただいております。

以上です。

○議長（ 君） はい。

○副会長（ 君） ハウス経営のほうに支障がなきようなことで開発をされるようにというようにございします。お願いいたします。

○議長（ 君） ほかにございせんか。——ないようですので、採決を取らせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、申請番号5—5、そして、日程3の議案第3号農地法第5条事業計画変更申請——これは同じ案件でございしますよね。

○係（ 君） はい、そうです。

○議長（ 君） そうしたら、これ、一緒に説明をお願いいたします。

○係（ 君） はい。ありがとうございます。

それでは、申請番号5—5、議案第3号について御説明させていただきます。

議案書の3ページを御覧ください。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりとなっております。

今回の申請について、本件について、平成27年1月30日にレストラン建設・駐車場で許可が下りておりましたが、造成工事完了後、店舗の建築が行われていない状態でございました。

この間、事業計画の検討を行っていましたが、なかなか計画がまとまらず、数年が経過しております。このほど、ガソリンスタンドの計画が事業間で話がまとまりましたので、5条の計画変更申請と5条の許可申請が併せて申請がっております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

10ページを御覧ください。

申請地は、粕屋北部消防署の北側に位置する斜線部の2筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、高速道路の出入口から300mの範囲に当たるため、事務局で第3種農地と判断しております。

次に、現況平面図、11ページを御覧ください。

当初、許可後、造成工事が完了し、このような現状となっております。

次に、計画図について説明します。

12ページに当初の計画図、13ページに計画変更図、14ページに変更後の排水計画図、15ページ、16ページに変更後の断面図を記載しております。

主な変更点といたしましては、当初、レストランの計画だったものがガソリンスタンドへ変更になっております。

次に、計画図について説明いたします。

13ページを御覧ください。

今回の計画は、国道3号より2か所乗り入れを行うものとしており、申請地内に給油機、洗車場、事務所、トイレ等を設置する計画となっております。

次に、雨水・排水について、14ページを御覧ください。

雨水について、敷地内に側溝を設けて集水したものを、油水分離機槽を通して隣接の既存の水路に接続いたします。汚水については、場内の汚水桝に集水し、市の公共下水道に接続し、排水いたします。

次に、切土・盛土について、16ページを御覧ください。

切土・盛土はなし、表層をアスファルト・コンクリートにて舗装いたします。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和6年4月22日付で無条件の水利承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しています。

説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地元の地元委員の でございます。この計画変更につきましては、去る４月２１日に区の開発委員会を開きまして、この変更に関しては問題なしということと承認をしております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま、事務局並びに地元委員さんの説明が終わりました。質問、御意見がございましたら。ありませんか。——ないようですので、採決に入りたいと思います。

日程２の議案第２号、申請番号５－５、そして、議案第３号、申請番号５－２に賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手１０／１０名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程４、議案第４号利用権の設定（農用地利用集積計画の報告）、申請番号５－１１から５－１４まで、続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第４号について御説明いたします。

会長が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。すいません。

〔 会長 退席〕

○係（ 君） 改めて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項により「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができる」となっておりますことから、今回、議案を上程いたしました。

今回、新規で４件の申出がっております。

それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、１７ページを御覧ください。

申請番号５－１１、谷山にございます３筆、合計面積９，７３５㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年５月１３日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

申請番号５－１２、薬王寺にございます３筆、合計面積２，５５４㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年１０月１６日から令和２１年６月１５日までの貸借りとなっております。

１８ページを御覧ください。

申請番号５－１３、筵内及び久保にございます６筆、合計面積３，５５５㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年１１月１日から令和１６年１２月末までの貸借りとなっております。

１９ページを御覧ください。

申請番号５―１４、筵内にございます５筆、合計面積６，８５０㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年５月１３日から令和１１年１２月末までの貸借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。質問、御意見ございましたら。——ないようですので、採決を取らせていただきます。

賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手１０／１０名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔 会長 着席〕

.....

午後３時１５分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員